

平成30年度から適用される市民税・県民税に係る税制改正

給与所得控除の見直し（上限額の引き下げ）

給与所得控除の上限が適用される給与収入1,200万円（控除額230万円）を「平成29年分以降は1,000万円（控除額220万円）に引き下げる」こととされました。

	上限が適用される給与収入	給与所得控除の上限額
H29年度 (H28年分)	1,000万円以上 1,200万円未満	収入金額×95%－170万円
	1,200万円以上	230万円
H30年度以降 (H29年分以降)	1,000万円以上	220万円

セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）の創設

適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行う個人が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、本人や本人と生計を一にする親族に係る「スイッチOTC医薬品（要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品）」の購入費用を1年間に12,000円を超えて支払った場合には、12,000円を超える額（最大88,000円）を所得控除できる制度が創設されました。

※従来の医療費控除との選択適用になります。

『一定の取組』…

申告者本人が次の1～5のいずれか1つに該当する検診等又は予防接種を受けていること。

- 1 特定健康診査（いわゆるメタボ検診）
- 2 予防接種（医師の関与があるもの）
- 3 定期健康診断（事業主検診）
- 4 健康診査（いわゆる人間ドック等で、医療保険者が行うもの）
- 5 がん検診

※申告の際には、検診等の又は予防接種を受けた「一定の取組」を明らかにする書類が必要です。

※検診等又は予防接種に要した費用は、セルフメディケーション税制の対象にはなりません。

医療費控除の提出書類の簡略化

領収書の提出の代わりに、「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。医療費控除の明細書には、医療を受けた人ごと、病院・薬局ごとに医療費を合計して記載する必要があります。明細書に記載した医療費に係る領収書は5年間保存する必要があり、市や税務署から求められたときは、提出又は提示しなければなりません。

また、経過措置として、平成30年度から平成32年度までの市民税・県民税申告については、領収書の添付又は提示によることもできます。

※医療保険者から交付を受けた医療費通知（原本）を添付すると、明細書の記入を一部省略することができます。